

## 神戸市保育体制強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市保育体制強化事業実施要綱（令和5年10月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づく保育体制強化事業（以下「保育体制強化事業」という。）を実施する事業者に対する補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（児童福祉法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた幼稚園
- (4) 家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所（児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）
- (5) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）
- (6) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、神戸市内で運営する保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業において、保育体制強化事業を実施する事業者とする。

- 2 前項に定める事業者には、国及び地方公共団体は含まないものとする。

### (補助対象経費)

第4条 本要綱による補助の対象経費は、実施要綱第3条各号に定める人員配置等にかかる経費とする。

- 2 前項により配置される者が、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する

基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日、こ成保38、5文科初第483号）」に規定する職員の配置または他の補助事業の対象となる場合は、補助対象とはならないものとする。

（補助金）

第5条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に対し、対象経費の実支出額と次の各号に定める金額とを比較して少ない方の金額を補助金として交付することができる。

- （1）保育支援者配置事業 1施設あたり月額100,000円
- （2）児童の園外活動時の見守り事業 1施設あたり月額45,000円
- （3）スポット支援員配置事業 1施設あたり月額45,000円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ交付することを決定したときは交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、神戸市会計規則（昭和39年3月神戸市規則第81号）第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

（調査報告）

第8条 市長は、補助の交付を行った者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

- 2 前項の調査を受けた者は、速やかに報告を行わなければならない。

（交付決定の取消し・返還）

第9条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（施行の細則）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は、令和6年2月21日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

第2条 この要綱の施行により、従来の神戸市保育体制強化事業補助金交付要綱(平成26年6月23日施行)は廃止する。